

景観法に基づく行為の届出について

埼玉県では、平成１６年に制定された景観法に基づき、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めています。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕などの行為をしようとする方は、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザインなどについて届出が必要になります。

なお、地区計画の区域内（下川原地区、柏原農住組合地区及び柏原ニュータウン地区は除く。）につきましては、景観法第１６条第７項第１０号により、下記の景観法に基づく行為の規制は適用されません。地区計画に基づいた計画をお願いします。

●届出対象行為

<建築物>

高さが１５ｍを超えるもの、または建築面積が１，０００平方メートルを超えるものの新築、増築、改修若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の３分の１を超えて変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更。

<工作物>

高さが１５ｍを超えるものの新築、増築、改築若しくは外観のうち各立面の面積の３分の１を超えて変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更。

●景観形成基準

<勧告基準・変更命令基準>

下記の【表】に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（石、木、土、レンガ及びコンクリート等のうち、着色していない素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の３分の１を超える場合、勧告や色彩の変更等の命令をします。

【表】

都市区域（市街化区域）			山地・丘陵区域（市街化調整区域）		
色相※２	明度※２	彩度※２	色相※２	明度※２	彩度※２
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える	7.5R から 7.5Y	9 以上	—
				9 未満	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える	7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	9 以上	—
				9 未満	4 を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は 含まない)	—	2 を超える	7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9 以上	—
				9 未満	2 を超える
			N(無彩色)	9 以上	—

※２ 色彩の表示は、J I S Z 8 7 2 1「色の表示方法：３属性による表示」によります。

●提出書類

届出等	届出書類	添付書類
届出対象行為に係る 事前の指導等の申出 《条例第8条第1項》	届出対象行為に係る事 前指導等の申出書 【規則様式第4号】	(1) 付近見取り図 ・建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 (縮尺 1/2, 500 以上のもの) (2) 現況写真 ・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
行為の届出 《法第16条第1項》	景観計画区域内における行為の届出書 【規則様式第1号】 <u>※行為着手の30日前までに提出して下さい。</u>	(3) 配置図 ・当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上のもの) (4) 景観形成基準対応説明書【規則様式第2号】 (5) 各立面図（カラー） ・当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載された図面 (縮尺 1/100 以上のもの) (6) その他参考となるべき事項を記載した図書 (7) 委任状 ※届出等を代理人が提出する場合
国の機関又は 地方公共団体の 行為の通知 《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書 【規則様式第9号】	
変更の届出 《法第16条第2項及び 条例第7条第5項》	景観計画区域内における行為の変更届出書 【規則様式第3号】	届出に添付した図書のうち、当該変更に関係のあるものであって、当該変更の内容を表示したもの。

※行為着手とは、「新築工事にあっては、仮設・基礎工事を除く時期、外観を変更する修繕若しくは模様替え等にあつては、仮設工事を除く時期を行為着手」とします。

●●●お問い合わせ●●●

狭山市役所 都市計画課

狭山市入間川 1－23－5

TEL 04-2953-1111（内線2216）